

新見市公共施設機能再配置計画  
～保育所・認定こども園・幼稚園個別計画～  
(第1期)

第 1 版

(令和3年3月)

## 1 計画の目的と位置づけ

新見市公共施設機能再配置計画（以下「本編」という。）では、「量」「質」「コスト」の見直しを行うこととし、施設類型ごとにその方向性を定め、あわせて個別施設の取組内容、実施時期、対策費用などを整理することとしています。

このため、施設類型ごとに個別施設の取組内容など定める本編の下位計画として、保育所・認定こども園・幼稚園個別計画（以下「本計画」という。）を策定し、本編と一体的に公共施設機能の再配置を行うとともに、本市の目指すまちの将来像と連動した持続可能で市民ニーズに合った行政サービスの提供を図ってまいります。

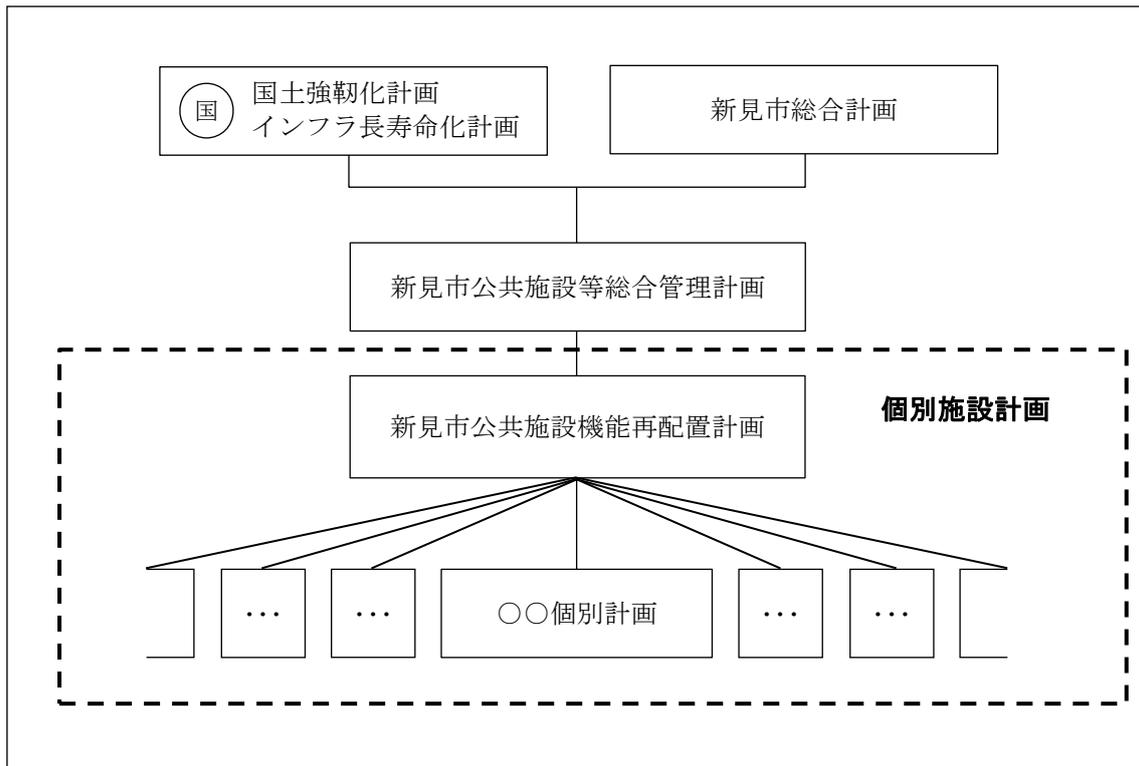


図 本計画の位置づけ

なお、本市では、本編と施設類型ごとの個別計画をあわせたものを、新見市公共施設等総合管理計画の個別施設計画として位置づけます。

## 2 計画の期間及び進行管理

本計画の計画期間は、本編の計画終期と同じ、令和8年度までとします。また、本計画は、本編と同じ手法により進行管理を行います。

なお、計画期間内であっても、本編の進行管理により本計画の見直しが必要になった場合や、災害発生時の罹災状況、財政事情の変化、劣化の進行状況、地域運営組織からの要望、施設利用状況の変化などに応じて、柔軟に見直すこととします。

### 3 施設管理の基本方針

#### 3-1 各施設の今後の方針

本編で定める量の見直しの検討フローに従い、各施設の今後の方針（継続、統合、譲渡、廃止）を定めます。

この方針については、類型ごとの方針を基本とし、本編策定時に調査した施設アンケートの結果や現在の利用状況に加え、災害対策、立地状況、人口分布などの特殊事情を考慮して総合的な視点で決定します。

#### 3-2 目標使用年数の設定

本編において記載したとおり、建物の目標使用年数を定めます。目標使用年数については、国土交通省の「損失補償取扱要領」や社団法人日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考に、次のとおり定めます。

表 目標使用年数

構造	目標使用年数
木造（W造）	40
鉄骨造（S造）、コンクリートブロック造（CB造）	60
鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）	60
	長寿命化対策済 80

#### 3-3 対策工事の実施時期の考え方

基本的に継続及び統合方針の建物については、目標使用年数経過後に建替えを行います。建替えまでの間、予防保全として次の対策工事を実施します。

##### ●中規模改修工事（機能回復）

建設から概ね20年ごとに、外壁の再塗装、屋根材の交換、室内設備の更新など経年により発生する損耗や機能低下に対する機能回復工事を行います。

##### ●大規模改修工事（機能向上）

木造以外の建物のうち、建設から概ね40年が経過した段階で、20年ごとに実施する機能回復工事に加え、必要に応じて補強、省エネ化、バリアフリー化など機能を向上させる工事を行います。

また、躯体に異常がない鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建物については、あわせて長寿命化を図る対策工事を実施し、目標使用年数を80年とします。



## 4 対象施設

### 4-1 対象外施設について

本計画を含むすべての個別計画において、対象外の施設・建物を次のとおり統一します。

●施設全体が対象外となるもの

- ・施設内に倉庫、車庫、東屋、更衣室、機械室、独立した便所棟など簡易な建物しか存在しないもの（消防団機庫は除く）
- ・複合施設のうち従施設にあたるもの（主施設にてまとめて掲載）

●建物が対象外となるもの

- ・延床面積がおおむね50㎡以下の付属建物
- ・主たる建物に増築したが、別の建物として計上されている建物

### 4-2 本計画の対象施設

本計画の対象施設は、本編45頁「1 1 保育所・認定こども園・幼稚園」に掲載する次の施設です。

- (1) 新見保育所【西方】
- (2) 草間台保育所【土橋】
- (3) 新郷保育所【神郷釜村】
- (4) 本郷保育所【哲多町本郷】
- (5) 新砥保育所【哲多町蚊家】
- (6) 新見中央認定こども園【新見】
- (7) 新見南認定こども園【正田】
- (8) 上市認定こども園【上市】
- (9) 熊谷認定こども園【上熊谷】
- (10) 大佐認定こども園【大佐小阪部】
- (11) 神代認定こども園【神郷下神代】
- (12) 本郷幼稚園【哲多町本郷】

## 5 施設類型別の方針

本編における保育所・認定こども園・幼稚園の施設類型の現状と課題及び今後の方針は次のとおりです。なお、方針は本編策定時のものであり、計画策定時には変更となっている場合があります。

表 施設類型別の方針（本編の再掲）

<p>総合管理計画における方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「新見市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、適正規模を確保し、就学前児童の教育・保育の充実を図るとともに、児童・生徒や保護者の多様なニーズに対応していきます。</li> </ul>
<p>施設の現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市には保育所 6 施設、認定こども園 7 施設、幼稚園 1 施設があり、市内全施設に対する保育所・認定こども園・幼稚園の割合は施設数で約 2%、延床面積で約 3%です。</li> <li>● 本市の公立幼稚園の園児あたりの保有水準は 189.2 施設/千人であり、類似市の平均値である 32.3 施設/千人と比べて高い水準にあります。</li> <li>● 本市の公立保育所の園児あたりの保有水準は 13.3 施設/千人であり、類似市の平均値である 13.5 施設/千人と比べおおむね同じ水準にあります。</li> <li>● 市民アンケートでは、保有量維持を望む意見が 25 分類のうち 4 番目に多く、76.8%でした。</li> <li>● 建築後 30 年以上経過した施設の割合は、約 14%です。</li> <li>● 旧耐震基準の施設の割合は、約 13%です。</li> <li>● バリアフリーの課題がある施設の割合は、約 73%です。</li> <li>● 「新見南認定こども園」を平成 28 年度に新築しました。</li> <li>● 保育所の充足率が低く、幼稚園の充足率が高い傾向にあります。</li> </ul>
<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用圏域を地区施設として、「継続」を基本方針とします。</li> <li>● 入所・入園児童数の減少などにより適正な施設運営を行うことが困難となる場合には、地域の理解を得て、「統合」を検討します。</li> </ul>

## 6 施設の状態等と施設方針

### 6-1 施設の状態等

本計画の対象施設における建築年、対策工事の目安、総合評点など施設の状態は、次のとおりです。なお、対策工事の目安は、建築年から算出した理論値を掲載しており、劣化点は本編の施設点検調査の結果を点数化しています。（実際の対策工事の実施時期は、「7 対策工事等の実施時期及び費用」に掲載）

表 施設の状態

施設名	建物名	延床面積 (㎡)	構造	建築年	対策工事の目安(理論値)			経過点	劣化点	総合 評点
					中規模 改修年	大規模 改修年	建替年			
新見保育所	園舎	1,720.59	S造	平成13年	<b>令和4年</b>	令和24年	令和44年	19	24	43
	園舎	344.72	S造	平成17年	<b>令和8年</b>	令和28年	令和48年	15	20	35
草間台保育所	園舎	286.00	W造	平成27年	令和18年	—	令和38年	7	20	27
新郷保育所	園舎	277.51	S造	平成11年	—	令和22年	令和42年	21	24	45
本郷保育所	園舎	202.92	S造	平成3年	—	令和14年	令和34年	29	24	53
新砥保育所	園舎	306.87	W造	平成22年	令和13年	—	令和33年	15	20	35
新見中央認定こども園	園舎(平屋)	451.00	RC造	昭和51年	—	—	令和19年	44	26	70
	園舎(2F建)	418.00	RC造	昭和55年	令和23年	<b>令和3年</b>	令和23年	40	22	62
新見南認定こども園	園舎	669.93	W造	平成28年	令和19年	—	令和39年	6	20	26
上市認定こども園	園舎	257.00	S造	平成2年	—	令和13年	令和33年	30	29	59
熊谷認定こども園	園舎	669.77	W造	平成24年	令和15年	—	令和35年	12	22	34
大佐認定こども園	園舎	647.00	W造	平成27年	令和18年	—	令和38年	7	20	27
神代認定こども園	園舎	438.38	S造	平成7年	—	令和18年	令和38年	25	29	54
本郷幼稚園	園舎	335.00	S造	平成3年	—	令和14年	令和34年	29	26	55

#### ●施設の管理状況

施設の改修状況や利用状況などは次のとおりです。

- ・新見保育所は、平成30年から令和元年に屋根、空調設備改修を実施しています。
- ・新見中央認定こども園の園舎（2F建）は、平成25年に耐震工事を実施しています。

## 6-2 施設方針及び管理方針

施設類型の方針に、施設の状態、管理状況等を踏まえ、本計画の対象施設における施設方針を、次のとおり定めます。

また、施設内の建物ごとに、その状態や管理状況等を分析し、今後の管理方針を次のとおり定めます。

表 施設方針及び建物別管理方針

施設名	施設方針	建物名	建物別管理方針
新見保育所	継続	園舎	平成30年から令和元年に対策工事を実施しているため、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
	継続	園舎	平成30年から令和元年に対策工事を実施しているため、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
草間台保育所	継続	園舎	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
新郷保育所	継続	園舎	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
本郷保育所	継続	園舎	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
新砥保育所	継続	園舎	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
新見中央認定こども園	継続	園舎(平屋)	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
	継続	園舎(2F建)	平成25年に対策工事を実施しているため、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
新見南認定こども園	継続	園舎	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
上市認定こども園	継続	園舎	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
熊谷認定こども園	継続	園舎	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
大佐認定こども園	継続	園舎	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
神代認定こども園	継続	園舎	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
本郷幼稚園	継続	園舎	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。

### ●特殊事情

- ・いずれの施設も、幼児・児童数が10人を下回る場合は、当該施設の休園や、他園との統合を検討します。
- ・哲多地域で、保育所・幼稚園を再編した認定こども園整備の検討を進めています。

## 7 対策工事等の実施時期及び費用

計画期間内に実施する建物ごとの対策工事等の実施時期（実施年度）及び概算費用は、次のとおりです。なお、修繕箇所及び概算費用は計画策定時のものであり、対策工事実施前の詳細設計により、精査を行います。また、実施年度についてはあくまで見込みであり、関係機関との協議結果などによっては変更となる可能性があります。

表 建物ごとの対策工事等の計画

施設名	建物名	対策内容	概算費用 (千円)	実施年度(令和)						
				2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
新見保育所	園舎	維持管理	0							
	園舎	維持管理	0							
草間台保育所	園舎	維持管理	0							
新郷保育所	園舎	維持管理	0							
本郷保育所	園舎	維持管理	0							
新砥保育所	園舎	維持管理	0							
新見中央認定こども園	園舎(平屋)	維持管理	0							
	園舎(2F建)	維持管理	0							
新見南認定こども園	園舎	維持管理	0							
上市認定こども園	園舎	維持管理	0							
熊谷認定こども園	園舎	維持管理	0							
大佐認定こども園	園舎	維持管理	0							
神代認定こども園	園舎	維持管理	0							
本郷幼稚園	園舎	維持管理	0							

※実施年度に何も記載がない施設は、計画期間内に実施する対策工事はありません。

### ●対策工事内容の概要

- ・本計画の施設については、計画期間内に実施する対策工事はありません。